

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 第128条第1項第2号(2)①(イ)の認定について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第2号(2)①(イ)の認定の手続きにつきましては、次のとおりですので御協力をお願いいたします。

必要書類（お持ちいただく書類）

- 1 申請書 2部
- 2 理由書及び売上高比較表 1部
*理由書の内容は、申請者の事業実態に照らし適切なものであり、かつ、例えば、災害と事業活動の縮小など、因果関係が客観的にみて合理的な記載内容であること。
- 3 上記2の理由書の内容（取引関係）が確認できる書類 1部
（特定被災区域内の事業者と東日本大震災前から取引していることが確認できる書類）
*契約書、取引伝票、配送伝票、納品書など。
- 4 上記2の売上高比較表の売上高が確認できる書類（コピーでも可） 1部
*月別試算表、月別損益計算書、売上台帳など。
- 5 業種が確認できる書類のコピー 1部
*登記簿謄本
*定款
*許可証など

認定要件

- 1 市内中小企業者であること。
- 2 特定被災区域において事業を行っている東日本大震災発生前からの取引先事業者が東日本大震災に起因する店舗の閉鎖、事業活動の縮小を実施していることにより、原則として震災の発生後の最近3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少していること。

認定までの期間

申請書を受付してから、問題がなければ認定まで1～2日程度時間がかかります。出来上がりましたら市から電話で連絡させていただきます。

事務担当は、商工観光振興課商工労政担当
TEL 0463(94)4711 内線 2132